

学内広告掲載基準

YBS(株)広告倫理について

- 1：広告は真実を伝えます。
- 2：関連法規を遵守します。
- 3：視聴者・読者へ対して誠実に情報を伝えます。
- 4：品位を守ります。

全般基準について

次の各項目に該当する広告は掲載いたしません。

- 1：事実に反するもの。団体や個人などの許可を取らずに、商品やサービスをあたかも推薦・推奨・認可しているかのような表現のもの。
- 2：虚偽または誤認のおそれのあるもの。
- 3：他を誹謗中傷するおそれのあるもの。
- 4：差別や名誉毀損など人権を侵害するおそれのあるもの。
- 5：信用棄損・業務妨害になるおそれのあるもの。
- 6：セクシャルハラスメントになるおそれのあるもの。
- 7：詐欺的商法やねずみ講などとみなされたもの。
- 8：責任の所在が明らかでないもの。
- 9：内容が不明確なもの。
- 10：射幸心を著しくあおるもの。
- 11：確実な事実の裏づけのない表現のもの。
- 12：社会秩序を乱すような企業・団体及び表現のもの。
 - a：犯罪行為を美化したり肯定するような表現。
 - b：猟奇的な表現や露骨な性表現などの不快感を与えるもの。
 - c：不安感を与えるもの。
 - d：恐怖感を与え反社会的と認められるもの。
- 13：その他、弊社が不適切・不相当と判断したもの。

「就職・アルバイト」情報

- 1：具体的に事業内容や業務が表現されていることが条件になります。市場調査やPRといった具体性に欠けるものは「家電商品のPR」など具体的に表記されているものに限りません。
- 2：性風俗、アダルトビデオ、接待（キャバクラ等）など風紀上好ましくない求人は掲載致しません。
- 3：ギャンブル関連は掲載致しません。（ただし法に基づく特殊法人などを除く）
- 4：雇用主の名称・住所・電話番号が明記されていることが必要です。
住所は行政上の地番が必要です。私書箱や郵便局留め、ホテルなど臨時的なものは不可です。
携帯電話のみの表示は認められません。
- 5：その他、社会的に非難されているものや、個人情報保護法、男女雇用機会均等法など法規条例等に抵触すると思われるものは掲載致しません。

「グルメ・ショップ・イベント」情報

- 1：不当表示の排除
“不当景品類及び不当表示防止法”に基づき、誇張した表現や虚偽の表現、根拠の明らかでない二重価格は表記できません。
例：「最高」「日本一」「トップ」などは具体的根拠を明示する必要があります。
「最大級」はどの分野で最大級なのか明示し、常識的には5位以内を指します。
- 2：誹謗中傷　他店、他社を誹謗中傷する内容は違法であり掲載致しません。
- 3：比較広告　内容が客観的に実証されているもの以外は掲載致しません。
- 4：イベントは主催者がはっきりしないもの、危険を伴うもの等は掲載致しません。

「カルチャー・病院」情報

- 1：教育の目的・内容と異なる表現のものは掲載致しません。
- 2：公的機関と紛らわしい名称などは掲載致しません。
- 3：教育体制及び経営基盤が不明確なものは掲載致しません。
- 4：将来の就職を確約するような表示は掲載致しません。
- 5：病院等の医療関係は「医療法」に基づくもの以外は掲載致しません。

6：医師以外が治療行為と紛らわしい表現を用いた表現は掲載致しません。

7：医薬品や化粧品は厚生労働省が承認した範囲に限ります。

8：その他、不適切と判断したものは掲載致しません。

「旅行」情報

1：国土交通大臣や都道府県知事の登録を受けた旅行代理業に限ります。

2：実態のあいまいなものや、明らかに危険が伴うものは掲載致しません。

3：外国への研修・留学に関しては相当の実績と確実な受け入れ先が明らかでないものは掲載致しません。

4：イベント旅行などは主催者名が明記されていないものは掲載致しません。

「賃貸物件」情報

1：広告主の名称、住所、電話番号、宅建業法による免許証番号の記載のないものは掲載致しません。

2：取引形態の記載のないもの、あるいはあいまいなものは掲載致しません。

3：その他、相応しくないと判断したものは掲載致しません。

「中古車」情報

1：各都道府県の公安委員会による許可がないものは掲載致しません。

2：名称、所在地、電話番号の記載がないものは掲載致しません。

3：その他、不相当と認めたものは掲載致しません。

「学生サークル・学校」情報

1：学生のサークルは学内で承認を得たサークル以外は掲載致しません。

2：表現は他の項目と同様、誹謗中傷、プライバシーの侵害、その他肖像権、著作権侵害の恐れのあるものや、公序良俗を乱すと判断されたものは掲載致しません。